

2013年11月22日

大阪府歯科保険医協会

理事長 小澤 力

緊急

生活保護法「改正」案、生活困窮者自立支援法案の廃案を求めます

—社会保障の土台、生活保護の改悪は断念を—

先の通常国会において生活保護法「改正」案（以下「改正」案）、生活困窮者自立支援法案は、国民の強い反対もあり廃案となりました。しかし政府は今国会に両法案を再提出し、参議院先議で審議を始め、わずか8時間ほどの審議で採決を強行、衆議院に送りました。社会保障制度の土台であり、国民生活にも大きな影響を与える重要法案を、十分な審議もせず採決を強行することは断じて許されません。

「改正」案の内容は、申請にあたっての書類提出の義務付け、扶養義務の強化（親族への保護開始の通知、親族への調査権限の強化等）などが盛り込まれており、困窮する要保護者に対して制度を利用しづらくし、国民を制度から締め出すものとなっています。生活困窮者自立支援法案も「就労支援」を名目に、生活保護の利用を妨げる手段とされる恐れがあります。すでに現場では扶養を理由とした申請締め出しの強化など法改定を先取りするような動きも見られます。法案成立はこうした動きを合法化するものとなります。

医療扶助については、被保護者に対し、医師が認めている場合としながらも、可能な限り後発医薬品の使用を促すとしており、明文化することにより後発医薬品が事実上強制される危険性が高く、医療に差別が持ち込まれる恐れがあります。

また、「適正化」と称して、指定医療機関の「指定（取消）に係る要件の明確化」や「指定の更新制の導入」などが盛り込まれており、指定医療機関に対する締め付けの強化で、供給面からも医療扶助を制限しようとしています。

そもそも生活保護の「捕捉率」は2割程度と国際的にみても低く、必要な世帯に生活保護がいきわたっていないことこそが問題です。国民のいのちと健康を守る医師・歯科医師として、下記事項について強く要請します。

記

一、生活保護法「改正」案と生活困窮者自立支援法案の廃案を求めます

以上